



# 税金のお知らせ

例えば、今年の3月末日をもって退職された方は、昭和52年度住民税は、未納の4月分と5月分を、翌日に際して括り納入すれば、完納となります。

しかし、6月から来年の5月末まで、改収予定であった昭和53年度住民税は、特別改収ができないなどため、普通徵収に切り替えて納税通知書が発行されたのです。

## 改正されました

昭和53年度の特別区民税・都民税(普通徵収分)納税通知書により年4回にわけて納付する)の納税通知書を6月初旬に郵送いたしました。

この税は住民税ともよわれいますが、昨年中の所得に対して課税されたものです。したがって、その年の所得に課税される兩税の所得税と異なる、会社の特別徴収がされています。

従来、会社などに勤務し、住民税の特別徴収されていた方は、毎年6月分の給料を第一回とし、翌年の5月分の給料まで、12回にわたり、税を納めていました。



## 国民年金制度が改正されました

国民年金法の改正があり、年金額の引き上げ、保険料の特例納付などが決まりました。

年金額の引き上げは、老齢・障害・母子・準母子年金など福生年金を受けている方は、8月から別表の年金額に、拠出年金額はリスト制の適用で今年7月から、52年度の年金額より6・7パーセント多くなります。

この年金額の引き上げに伴い保険料も54年4月から改訂されます。

また、現在国民年金に加入されている方で、今後60歳まで保険料を納めれば老齢年金を受ける資格ができる方も、過去に未納期間

## ◇婦人相談員について

婦人相談室により泊りいめられた婦人が一方身を寄せ、再出発をはかりたい時は、専門の相談員が相談に応じ、自立の道をはかるよう指導しています。

また、このような婦人で自立が必要な資金を必要とする方には、婦人福祉資金の貸付等の相談にも応じています。

母子・婦人相談とも平日は午前9時～午後5時(午後5時～正午まで)で、午後5時～午後6時(日曜・祝日は休業)

## 立教大学共催 夏期大学公開講座

日本の未来問題を考え、学問的に知るまたない機会です。

開催日  
9月1日  
8日

### 立教大学共催

### 夏期大学公開講座



## 区営公益質屋をご利用ください

急にお金が必要になった時は、

本町1-40-7

池袋公益質屋をご利用ください。  
物品を担保に融資してい  
ます。

賃入れする物品と住所

氏名が確認できるもの(健康保  
証または運転免許証等)と印かん  
をい持ください。

貸付限度額 一世帯10万円  
貯付利息 月3パーセント  
返出期間 4か月  
取扱時間 午前9時～午後6時  
(日曜・祝日は休業)



